

事 務 連 絡

令和元年 11 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業ご担当者様  
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関する Q & A の改正について

ひとり親家庭支援施策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」（自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業）の実施に係る各自治体からのご質問に対し、令和元年 5 月 20 日付で「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業に関する Q & A」を発出しておりましたが、別紙のとおり「添付書類に係る Q & A」を追加する改正を行いましたので、御活用をよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県ご担当者様におかれましては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に周知いただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

厚生労働省子ども家庭局  
母子家庭等自立支援室就業支援係  
電話：03-5253-1111（内線 4888）

## 自立支援教育訓練給付金事業Q&A

### 問1

「専門実践教育訓練指定講座」には一定の資格の取得を卒業の要件としないものが含まれていますが、これらも対象講座として認めてよいのでしょうか。

### 答

資格の取得を要件としない講座については対象外となります。

### 問2

厚生労働大臣が指定する「専門実践教育訓練指定講座」ではない講座について、趣旨・教育内容が同じと認められるものを対象講座とすることは可能でしょうか。

### 答

専門実践教育訓練給付金の指定講座に準じ、都道府県等の長が地域の実情に応じて、適切にご判断ください。

### 問3

平成31年度より前に「専門実践教育訓練指定講座」を受講し、引き続き平成31年度以降も受講を続ける者についても、自立支援教育訓練給付金の対象としてよいのでしょうか。

### 答

平成31年4月1日以降に当該講座を指定した場合は対象となります。よって、平成31年度より前の受講分は指定されていないため、遡って支給することはできません。

### 問4

「専門実践教育訓練指定講座」は複数年にわたる修業が想定されます。支給申請等はどのようになりますか。

### 答

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の8第1項の規定により、自立支援教育訓練給付金は受講修了後に支給申請を行う必要があるため、年度毎の支給はできません。また、支給額の計算は教育訓練経費（入学料、受講料等の総額）に基づいて行います。

### 問5

自立支援教育訓練給付金において「専門実践教育訓練指定講座」を受講した場合、支給金の上限額はどのように考えればよいのでしょうか。

答

専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者が、専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受講する場合は、教育訓練経費の6割（上限は、修業年数×20万円）となります。

例①： 入学金 10万円、受講期間 18月で受講料総額 40万円の場合

→ 10万円+40万円=50万円

50万円×60%=30万円 < 2年×20万円（18月は修業年数2年とみなす）

支給額 30万円

例②： 入学金 50万円、受講期間 4年で受講料総額 160万円の場合

→ 50万円+160万円=210万円

210万円×60%=126万円 > 4年×20万円

支給額 80万円

#### 問 6

専門実践教育訓練の修了後1年以内に、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額が教育訓練経費の70%（年間上限56万円）となります。この場合、自立支援教育訓練給付金はどのように取扱えばよいでしょうか。受講終了後、就職が見込まれず自立支援教育訓練給付金の支給を受けた者が、1年以内に雇用保険の被保険者となる就職をした場合、自立支援教育訓練給付金は返納する必要があるのでしょうか。

答

専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、自立支援教育訓練給付金の算定額から雇用保険の専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給額となります。支給申請期間は、専門実践教育訓練給付金の支給額確定日から起算して30日以内です。

この場合、専門実践教育訓練給付金から教育訓練経費の70%が支給され、自立支援教育訓練給付金は教育訓練経費の6割となりますので支給はありませんが、1年以内に就職しなかった場合は、専門実践教育訓練給付金は教育訓練経費の50%となりますので、差額を支給することとなります。この場合、支給するケースは次のとおりです。

- ・ 訓練経費が40万円未満の場合
- ・ 訓練期間が2年以上4年以下で、且つ訓練経費が80万円未満の場合
- ・ 訓練期間が3年以上4年以下で、且つ訓練経費が120万円未満の場合
- ・ 訓練期間が4年で、且つ訓練経費が160万円未満の場合

#### 問 7

専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受講する者について、一般教育訓練給付金の受給資格はあるが専門実践教育訓練給付金の受給資格がない場合、自立支援教育訓練給付金はどのように取扱うべきでしょうか。

答

専門資格の取得を目的とする専門実践教育訓練給付金の対象となる講座を受講している場合、自立支援教育訓練給付金の対象とし、支給額は教育訓練経費の6割（上限は、修業年数×20万円）となります。

問8

平成30年度から受講している講座が平成31年10月1日より特定一般教育訓練給付金の指定講座になりましたが、自立支援教育訓練給付金の取扱いはどのようになりますか。

答

従来の雇用保険制度における一般教育訓練指定講座から、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練については、平成31年度より特定一般教育訓練給付金として教育訓練経費の40%（上限20万円）が支給されることになりました。

自立支援教育訓練給付金については、従来の一般教育訓練給付金の場合と同じ取扱いとなります。

問9

雇用保険の専門実践教育訓練については、訓練前にキャリアコンサルティングを受けることになっていますが、自立支援教育訓練も同様の取扱いでよろしいでしょうか。

答

従前から、自立支援教育訓練給付金の支給に際しては、講座受講前の事前相談を実施していただいています。なお、専門実践教育訓練指定講座の受講希望者においては、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」や「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」等を活用し、より専門的な就労相談に努めるようお願いします。

問10

4年制の看護師養成課程がありますが、この場合、自立支援教育訓練給付金はどのように算定すべきでしょうか。

答

看護師資格は3年間の修業期間で取得できることから、自立支援教育訓練給付金の支給額は受講費用（入学金を含む）の6割（上限は、修業年数3年×20万円）となりますが、給付金の算定に係る受講費用については、入学から卒業までの4年間の総額とします。

なお、就業しているため定時制の看護師養成課程で4年の修業が必須な者については支給額が受講費用の6割（上限は、修業年数4年×20万円）となります。家庭の状況や就業時間、その他地域の実情等を考慮し適切な講座の指定を行うようお願いします。

## 高等職業訓練促進給付金Q&A

### 問1

既に高等職業訓練促進給付金を受給して平成31年度に修学している者について、受給期間が48月になること及び課程の修了までの期間の最後の12月の加算を対象とすることはできますか。

### 答

対象となります。なお、5年以上の受講課程の履修中に一度支給終了している者（例：平成27年度に入学、平成29年度まで受給、平成30年度は支給なし、平成31年度が最終学年）も対象となります。

### 問2

平成31年度の高等職業訓練促進給付金は対象期間が36月から48月に拡大されましたが、どのような場合が48月の対象となりますか。

### 答

資格取得に4年以上の課程の履修が必要となる場合のみ対象となります。

具体的には次のとおりです。

- ① 資格取得のために4年課程の履修が必須となる資格を目指す者

例：保健師、助産師、管理栄養士等

- ② 条件によって4年以上の課程の履修が必要となる者

例：高等学校の看護師養成課程（5年）の一貫校に通う者

看護専門学校の時制課程（4年）に通う者等

- ③ 大学の保健・医療・福祉系学部等で資格取得を目指す者

例：大学で保健師・助産師の取得を目指す者、福祉系学部で社会福祉士・精神保健福祉士の資格取得を目指す者等

### 問3

最終12月の4万円加算は1年間のカリキュラムの場合、対象となりますか。

また、カリキュラムが18月の場合はどのようになりますか。

### 答

4万円の加算は、就業に必要な課程の最後の12月を対象としているため、1年間のカリキュラムの場合も、加算の対象となります。カリキュラムが18月の場合についても、最終の12月（年度を超える取扱いも可）が加算の期間となります。

問4

看護学校に2年間通学し准看護師の資格を取得した後、看護師資格取得のために加えて2年間修学する場合、支給期間を48月としてよいでしょうか。

答

保健師助産師看護師法第21条第2項の規定により、看護師資格は3年間の修学期間で取得できることから、この場合上限は36月となります。

問5

2年間給付金を受けながら修学し准看護師資格を取得した後、看護師課程（2年間）を修学している者の最後の12月はどのように考えればよいでしょうか。支給期間が36月の場合、4万円加算は受給できないのでしょうか。

答

支給期間は36月ですが、この場合はすでに24月（2年間）支給しているため、3年目の支給を見送り、修学最終年限となる4年目に12月分の支給を行うことで、4万円加算の対象となります。

1年目	2年目	3年目	4年目
准看護師課程（2年間）		看護師課程（2年間）	
支給対象	支給対象	支給見送り	支給対象（加算）

なお、受給者本人が3年目に受給の意思を示している場合、3年目は修学最終年限に当たらないため4万円加算の対象とはなりません。その旨受給者に十分説明した上で適切に対応をお願いします。

問6

准看護師資格取得のため2年間の修学をしている者が、看護師資格の取得を希望し追加で2年修学することになった場合、最終年限の4万円の加算はどのように取り扱うべきでしょうか。

答

この場合、最終年限の加算は、試験勉強・実習等で就業時間が減ることによる収入減に充てるものという趣旨に鑑み、准看護師課程の2年目を最終年限とせず、看護師課程の2年目（4年目）に加算することが適切です。

ただし、既に准看護師課程2年目で4万円加算し支給している場合、当該期間を最後の12月とみなし支給することとします。この場合、看護師課程の2年目（4年目）に改めて4万円加算した額を支給することはできません。なお、その際、受給者に十分説明を行っていただくようお願いします。

問 7

自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金は併給可能ですか。

答

併給可能ですが、支給に際しては事前相談を実施した上で、「母子・父子自立支援プログラム策定事業」や「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」等の活用を図り、より専門的な就労相談を行い、対象者の自立が効果的に図られるよう適切な取扱いをお願いします。

問 8

高等職業訓練促進給付金を受給して看護師資格の取得を目指している者が、キャリアのステップアップを目的に保健師を目指すことになった場合、支給期間を 36 月から 48 月に変更できますか。

答

保健師の資格取得には、看護師資格を有している必要があります。この場合のように、看護師資格の取得が必須であり、その延長として上位資格を目指すことができる資格に関しては、当初から保健師資格を目指していたものとみなし、48 月支給して差し支えありません。なお、この場合においては自立支援教育訓練給付金についても、保健師の資格取得には 4 年課程の履修が必要であるため、上限、修業年数 4 年×20 万円の支給として差し支えありません。

問 9

大学の保健、医療、福祉系学部等において社会福祉士等の資格取得を目指す場合、48 月の支給ができると思いますが、他の資格は該当しないのでしょうか。

答

4 年課程の履修が必要な社会福祉士等の他、助産師、保健師等も対象となりますが、3 年間の課程履修で資格を取得できる看護師の場合は 36 月の支給となります。

問 10

「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」の第2の(9)イにおいて、高等学校の看護師専門課程(5年一貫)など、条件によって4年以上の課程の履修が必要と認められる者も48月の支給ができるとありますが、どのような場合を想定しているのでしょうか。

答

お尋ねの件につきましては、学歴が「中学校卒業」であるため、高等学校の看護師養成課程5年一貫校に修学する必要がある者又は就労等により定時制の学校等で修学する必要がある者となります。

就労等により定時制の学校等で修学する必要がある者については、就労形態が多様化していること及び養成機関が遠隔地にあること等から、夜間以外の定時制課程及び通信制の課程についても48月を支給期間として差し支えありません。

対象者の就労状況、世帯状況等を十分に確認の上、適切にご判断ください。

なお、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱6(1)イの規定に基づき、准看護師資格を取得し、引き続き看護師資格取得のため修学する者については、支給期間は36月を超えないものとなります。

問 11

高等職業訓練促進資金貸付金と自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の関係性を教えてください。

答

高等職業訓練促進資金貸付金は、高等職業訓練促進給付金の受給者を対象とし、入学準備金・就職準備金を貸し付けるものです。同じ学資を内容とする自立支援教育訓練給付金の受給者は、当該貸付金(入学準備金)の貸付対象とはなりません。

## 添付書類に係るQ&A（令和元年11月1日追加）

### 問1

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の申請の際に、申請者から戸籍関係や住民票関係、所得証明書関係ではどのような書類を求めべきでしょうか。

### 答

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の申請の際には、①配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養していること、②前年の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること、の2点を確認する必要があります。

①及び②について、現に児童扶養手当を受給している者からの申請である場合には、児童扶養手当証書の写しにより確認することが可能です。

児童扶養手当証書の写しにより確認できない場合においても、①については申請者の現在の戸籍謄本又は抄本及び申請者の属する世帯全員の住民票の写しにより、②については申請者の課税・非課税証明書等（1月～7月の申請の場合は前年のもの、8月～12月の申請の場合は申請年のもの）により、それぞれ確認することとなります。

このほか、高等職業訓練促進給付金の場合には、給付額の算定のため、世帯全員の確認対象年度の課税・非課税証明書等が必要となります。

### 問2

申請者が、離婚後に戸籍を他市に移していた場合には、どのような書類を求めべきでしょうか。

### 答

離婚後に戸籍を他市に移していた場合において、離婚の事実を確認する必要はないので、過去の戸籍関係情報を確認する必要はなく、現在の戸籍謄本又は抄本及び現在の住民票の写しにより確認することが可能です。

### 問3

申請者が、課税基準となる1月1日以降に離婚し、離婚前は配偶者の被扶養者であった場合には、どのような書類を求めべきでしょうか。離婚前の配偶者の課税情報は必要となるのでしょうか。

### 答

課税基準となる1月1日以降に離婚し、離婚前は配偶者の被扶養者であった場合においても、離婚前の配偶者の課税情報を確認する必要はなく、申請者の非課税証明書により確認することが可能です。この場合において、申請者の非課税証明書については、1月～7月の申請の場合は前年の1月1日時点、8月～12月の申請の場合は申請年の1月1日時点で申請者が居住していた市区町村

の税務関係部局に発行を申請することにより取得が可能です。

問4

申請者が、税の未申告者であり所得証明書を取得できない場合、どのような対応が必要となるでしょうか。

答

申請者が税の未申告者である場合には、税の申告をしていただいた上で、課税・非課税証明書等を申請いただくこととなります。税が未申告である場合には、申請を受けることができませんので、その旨を申請者にご理解いただく必要があります。